

Case1

校則への異議申し立て (高校生)



〈事例〉

1 厳しい校則

公立高校のなかでも比較的伝統のあるM高校は、その立地も影響してか、入学してくる生徒の学力が急速に低下していきました。それに伴って、生徒の問題行動も増え始めていたため、生徒指導部が主体となり、校則の厳格化を進めていました。頭髪の色や髪型はもちろん、それまで緩やかだったソックスの色までを「白・紺・黒」のみとし、朝の登校時の立ち番指導で、そういった校則の厳守を生徒に求めていたのです。

「先生に叱られるから」と何となく校則に従っている生徒が多く、その無気力な雰囲気が広がりだしていくにつれて、学校全体から活気がなくなっていくのがよく分かりました。文化祭や体育祭も主体的に参加しているというよりも、「先生が言うから」という姿勢で臨んでいる生徒が多く、どうしても盛り上がらない行事になっていたのです。

2 ある朝の出来事

いつものように立ち番指導が行われていたある朝、ソックスの色のことで何度か注意を受けていた2年生のA男が生徒指導主任から厳しい叱責を受けました。この日はオレンジ色のソックスを履いて登校してきた

のです。

それまでは注意をされても、「は〜い」と適当に受け流していたA男もこの日は激しく口答えをし、「なぜ白・紺・黒でなくてはいけないのか、その理由を説明してください」と詰め寄ったのです。主任は「ルールはルールなんだよ」と反論したものの、当然A男は納得せず、結局その場を担任が収めたのですが、A男はそのまま帰宅してしまいました。

3 ホームルーム委員会を動かした

A男は2日間学校に登校せず、心配した担任と所属する部活動の顧問F教諭が家庭訪問をしました。A男とこの顧問との間には日頃からの信頼関係があったようで、「僕は1年間校則については我慢してきましたが、勉強をすることとソックスの色と何の関係あるのか、どうしても納得できません」と、あの朝の出来事への思いを語りました。これに対してF教諭は、「じゃあ自分達の力で校則を変えればいいだろう」と一言。担任は不安そうでしたが、A男が翌日から登校すると約束をしたと



ころで家を後にしたのでした。

登校したA男は、さっそく部活動とホームルームの友人数名に声を掛け、何やら話し合いを始めました。F教諭から助言された「自分達の力で校則を変えればいい」を実行に移す計画を立てていたようでした。

1週間後、A男が在籍する2年生の各クラスの代表で構成されるホームルーム委員会が開かれました。校則に不満を持つ生徒は他学年にもいたはずですが、この段階では「ソックスの色問題」に留まっていた、大きなうねりにはならなかったのです。

しかし、教員も出席することになった3回にわたる全学年の各クラス代表が集まったホームルーム委員会の話し合いでは、帰国子女だったB男とC子がアメリカの校則の様子を資料にして説明したり、制服があることの意味を議題にしたりしながら進められました。その結果、学年ホームルーム委員会の名で、生徒会と職員会議に対して「校則の見直し」を要求することを決めました。

これがM高校の全体の校則が変わっていく第一歩だったのです。

指導の振り返り

① 第2学年と生徒指導部

第2学年の各担任の間でも当然のように意見は割れていました。A男の日頃の生活態度を問題視する教員は、「法律やルールを守ることを教えるのは学校の責務」として、ホームルーム委員会の開催そのものを認めないと主張しました。一方で、「学校を中心となるべき2年生が主体性を発揮する良い機会」と説いて、まずは委員会でどのような話し合いができるのかを見守るべきであると主張する教員も数名いました。また、生徒指導部内でも意見は分かれ、同時に第2学年の動きへの反発の声も上がってきました。「ゆるい学校」へと変わってしまうことへの危機感のようなものだったのでしょうか。

ただここで、生徒指導部の一人でもありA男の部活動の顧問でもあるF教諭が、学年と生徒指導部、更にはホームルーム委員会との間を取り持つ役割を果たしたのです。各組織の代表者（学年主任・生徒指導主任・ホームルーム委員長）の話し合いの場を設定し、教員内にも多様な意見があることや校則の必要性では一致していることを確認して、学年ホームルーム委員会への教員の参加を条件にその開催を承認することになったのです。

② 学年ホームルーム委員会から生徒会へ

初回の学年ホームルーム委員会は、「どうせ校則なんか変えられない」という雰囲気があり活発な意見はでませんでした。しかし、2回目

からは、B男とC子らが調べてきた「アメリカの生徒指導の在り方」の資料に関心が集まり、状況に変化がみられました。資料にある「校則は命や人権を守るためにあるべきで、ソックスの色や頭髪のような見かけのことを規定するものではない」という記述には賛同意見が出てきたのです。出席していた教員の顔には、「こんなに自らの意見を生き生きと述べたり、自分事として考える生徒の姿を初めて見た」という驚きの色がありました。学校の主体を生徒にしていくことの大切さを再認識した瞬間だったかもしれません。

最終的には、この委員会に対して各主任の教員から「安心して勉強ができるための校則を考えること」と「M高校全体の声を聞くために生徒会で議論すること」の提案もなされて3回目を終えたのです。

③ 生徒会から職員会議へ

学年ホームルーム委員会から要望された生徒会は、全校アンケートを実施しました。そして、その結果を集約して、次の3点を「学校への質問」という形で職員会議に提出してきました。

①校則は、誰のためにあるのか

②各校則は、なぜ必要なのか（校則の意義）

③校則の改定は、どのように進めるのか

職員会議では「無回答でよし」という意見もありましたし、ただちに改定することの危うさを主張する声がありました。しかし、ホームルーム委員会に出席していた教員からの「主体的な生徒に変化する姿」の説明には説得力があり、学校として校則の見直しを進める議論に入っていたのでした。

まずは、現状の生徒に現行の校則が必要かどうか、生徒手帳にある各条の点検を生徒指導部が行っていききました。そして、本当に必要なら、それはなぜかを職員会議で議論し、結果を生徒会に戻すという作業を何度かくり返していったのです。ここでは、着任直後の校長が議論をリー

ドし、生徒会との対応にも出席するという前例のない対応をしていました。チーム学校の一つの在り方とも言えます。

④ 生徒と共に変えていく学校

数回の職員会議と各分掌会議での検討を経て、生徒会からの質問には回答書を添えて返答がなされました。結果、①校内外の生活に関わることで社会常識となっている校則。②生徒・教師の安全を守るための校則。③学校運営に必要な校則等はそのまま生徒手帳にも残す。そして、④教育的な意味が説明できない「ただの規則」になっている校則は削除することになりました。しかも、①～④を決めていく過程に生徒会は参加することもできることが明記されていました。

この流れの中で、A男が反発していたソックスの色は④に該当するとして、その校則がなくなっていったのです。その他、バッグや靴や体操着の規制、下校後の寄り道やアルバイトの規制等々が次々に撤廃されていきました。そして数年後には、学校行事の内容を規制するルール等にも改定の手が入り、低調だった特別活動が活性化していくことにもつながったのです。

ここに至るには、様々な教員が生徒に寄り添った形で裏から支え、最終判断をする校長が学校の実情を的確に把握していたということもあったでしょう。ただ何よりも、生徒たち自身のなかに、「学校を自分たちの手でより良くしていく」との主体的な意識が育っていったことに大きな要因がありました。そうなるような働き掛けが教員側からなされたからであることは間違いないのですが。

1980年代から90年代に見られた「厳格な校則による管理」は、それだけが暴走すると生徒を無気力化させるという教訓があります。M高校は、そこから脱して、学校を生徒参加によって変えていくことに意味を見いだそうとした「勇気ある学校」だったかもしれません

課題解決に導く基礎知識

1 納得できない校則

ソックスの色を「白・紺・黒」と決めている校則が納得できずにいたA男が、激しく詰め寄る場面がありました。これをきっかけに、生徒の力で校則を変えようと、動き出した事例です。

A男に対してF教諭が言った「じゃあ自分たちの力で校則を変えればいいだろう」という一言がきっかけとなって、A男が動き始めました。

A男がホームルーム委員会に対して校則に関する問題を提起したことは良かったと思います。正式なルートを通じて校則の変更を目指したからです。また、他の生徒の中にも、現在の校則に対して不満を持っている者が多くいたこともあって、話し合いの機会を持つことができました。また、帰国子女から、アメリカの校則の様子を資料にまとめて説明してもらったことも、校則の見直しに大きく貢献しました。

対応したF先生や2学年の担任団も真剣に取り組んだことは重要なことでした。さらに、校長がリーダーシップを発揮して、生徒の意見や要望について、真摯に受け止めたことも大きく影響しました。

2 『生徒指導提要』を読む

『生徒指導提要』では、「校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目的の実現という観点から校長が定めるものとされています」「校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要です」と説明しています。事例では、校則の制定権を持つ校長が率先して生徒の意見を聞こうとしました。生徒からすれば、校長先生が我々生徒

の意見を聞いてくれていると理解して、議論が前向きに進んだことと想像できます。そのため、生徒の自主性を伸ばすことにもつながったと思います。

「校則の運用」では、「校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、…(中略)…制定した背景についても示しておくことが適切である」として、校則を学校のホームページ上に公開するとともに、校則の改定手続きを明文化して、児童生徒と保護者に周知することを求めています。

校則を公開することは、当然批判を受けることがあると想定して、批判や疑問に対して説明できるよう準備する必要があります。

校則の見直しは喫緊の問題です。事例を参考にして、各学校では誰もが納得できる校則の制定に努力して欲しいと思います。

3 判例を見る

校則の制定に関する裁判の判決文で参考になるのが、「神戸地裁・学校規則違法確認事件・平成6年4月27日判決」です。今までの裁判を集約した内容です。判決文では、「学校は、国・公・私立を問わず、生徒の教育を目的とする教育施設であって、その設置目的を達成するために必要な事項については、法令に格別の規定がない場合でも校則等によりこれを規定し実施することのできる自律的、包括的な権能を有す」として、学校に校則の制定権があることを認めています。

4 校則の制定・改定

校則は、学校生活を円滑に送るために必要なルールです。校則の内容は①施設の管理運営上、生徒の施設利用に一定の制約を加えざるを得ないために設けられるルール。②他人の利益を侵害する行為を禁止するルール。③服装・頭髪などの、生徒の生活に関するルール。これらの3点が必要最小限の校則であると考えます。ただし、あまりにも詳細な校則は、生徒指導を行う上で、解釈や運営上困難を伴うことがあります。一度、校則の点検・見直しをすると良いでしょう。

校則を改定する際には、生徒や保護者の意向も聞くと良いと思います。生徒の意見を聴くとおかしなことを言うのでだめだ、と考える先生もおいでになると思います。しかし、キチンと説明すれば、意外と生徒は妥当な答えを導き出します。

最終的には、校長先生が教職員や生徒保護者の意向に配慮しながら、必要な校則を決定すればよいのです。

5 校則に関する法的関係

学校は教育という公的な機能をもった施設として、教育基本法以下の諸法律に基づいて運営されているため、国立・公立・私立を問わず、学校を規律する校則の性質についても、憲法、教育基本法を中心とする法体系の中で統一的にとらえなくてはなりません。

国・公立学校の学校長は法令に基づかなくとも、広範な規則制定権や懲戒権があるとする判例の立場や、私立学校においては、学校と生徒との間に憲法上の問題が生じて裁判所は一切立ち入らないとする考え方は疑問です。なぜなら、学校が子どもの学習権を保障する諸法律に基づく施設である以上、国立・公立・私立を問わず、憲法や教育基本法に基づく生徒の基本権が擁護される場でなくてはならないからです。

学説では、在学関係の法的性格を対等な当事者間の契約関係とみなし、校則は生活指導の基準であって、その違反をただちに懲戒処分に結びつけることは、教育目的に合致せず違法であるとする考え方も示されています。

校則に関わる、学校と生徒との法的関係について、明確な説明が求められているのです。

6 校則に関する理論

「特別権力関係論」＝特別な関係である場合、本人の同意や法律によって、本来認められるはずの権利が制約されることがあります。このような関係を正当化する、明治憲法下の理論で、現在では、学説上これを支持する見解はありません。

特別権力関係の理論が成立する場合としては、公務員、受刑者、伝染病等の患者が挙げられてきました。しかし、現在の日本国憲法においては特別権力関係の理論はそのままでは妥当しないとされます。

「部分社会論」＝学校は、一般社会とは異なる特殊な部分社会であるため、学校の設置目的を達成するためには、校則等によって、規定することができます。

判例では、富山大学単位不認定事件最高裁判決（最高裁1977〈昭和52〉年3月15日第3小法廷判決）において「部分社会論」が示されました。「部分社会論」について判例は「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な機能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているものであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対

象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである」と判示しました。

「在学契約論」＝国・公・私立学校を問わず、在学関係は、学校（設置者）と生徒・保護者との間の契約に基づいて成立していると考えます。在学契約論には、「符合契約説」と「在学契約説」があります。

「符合契約説」＝学校は、教育上、管理・運営上必要な場合には、契約の内容を優先的に形成（校則を制定）する権能をもっているという考えです。

「在学契約説」＝1970年代の終わり頃から登場した理論。学校（設置者）と生徒・保護者との関係を、対等な当事者間の契約関係と捉え、校則は両者の合意によって締結された契約内容を示すという考えです。